

金利指標改革を巡る会計基準の動向

ASBJ ディレクター くまがい みつたか
熊谷 充孝
ASBJ 専門研究員 えんどう かずと
遠藤 和人

I. はじめに

金利指標改革は、2012年に顕在化したLIBOR (London Interbank Offered Rate) の不正操作問題に端を発し、2014年7月に金融安定理事会 (FSB) は「主要な金利指標の改革」(Reforming Major Interest Rate Benchmarks¹⁾) を公表し、①既存のLIBOR、EURIBOR、TIBOR (以下合わせて「IBOR」という。) といった金利指標を可能な限り実取引に基づいた信頼性と頑健性のある金利指標にするとともに、②銀行のクレジット・リスク等を反映しない「リスク・フリー・レート (RFR) を特定し、金融商品や取引の性質を踏まえた金利指標を利用することが望ましいとする「マルチプル・レート・アプローチ」を提言した。

その後、2017年7月に、LIBORの監督当局である英国金融行為規制機構 (FCA) のベイリー長官が、2021年末以降はLIBORのパネル行に対してレート呈示の強制権を行使しないことを表明したことで、2021年末以降にLIBORの公表が恒久的に停止する可能性が急速に高まっている。

LIBORを参照した取引は世界中で行われ、

その金額も極めて大きく、仮にLIBORの公表が恒久的に停止した場合の影響は多岐にわたると考えられるが、その中で会計に関する分野においても、既存の会計基準が想定していない事象が生じる可能性があり、金利指標改革の影響に対応すべく、会計基準上も何らかの対応を図るべきではないかとの意見が聞かれ、世界中で議論が行われている。

本稿では、金利指標改革に関連する国際的な会計基準の動向と、企業会計基準委員会 (ASBJ) における審議の状況について紹介する。なお、本稿における意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

II. 国際的な会計基準の動向

以下では、国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) における金利指標改革に関する取組みについてご紹介する。

1. IASBの状況

IASBは、2018年12月のボード会議におい

1 https://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_140722.pdf

て、IBOR 改革²に関するプロジェクトについて、フェーズを2つに分け、まず、既存の金利指標を代替金利に置き換える前の期間における財務報告に影響を与える論点（置換前の論点）に取り組み（フェーズ1）、その後既存の金利指標を代替金利に置き換える時に財務報告に影響を与える可能性のある論点（置換時の論点）に取り組む（フェーズ2）ことを暫定決定した。

（フェーズ1）

上述の暫定決定に基づき、2019年5月にフェーズ1に関する公開草案が公表され、その後、2019年9月に「IFRS 基準書『金利指標改革（IFRS 第9号、IAS 第39号及びIFRS 第7号の修正）』（以下「本基準書」という。）として、基準が最終化された。

内容の詳細については、本誌第67号（2019年12月発行）で解説しているが、その概要は次のとおりである。なお、以下(1)から(5)の内容は、特段の断りのない限り、IFRS 第9号及びIAS 第39号で同様の定めを置いている。

(1) キャッシュ・フロー・ヘッジについての可能性が非常に高いという要求

ヘッジ対象が予定取引（又はその構成要素）である場合には、企業は、当該予定取引の可能性が非常に高いかどうかを、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して、判定しなければならないものとしている。

(2) ヘッジ対象とヘッジ手段との間との経済的関係の評価（IFRS 第9号）／有効性の評価（IAS 第39号）

企業は、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関係の評価又は有効性の評価を行うにあたって、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標、あるいはヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないと仮定しなければならないとしている。

なお、現行のIAS 第39号の有効性評価に関連して、ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内にあることが求められている（IAS 第39号第88項(e)、AG105項(b)）が、このヘッジの遡及の評価に関する要求事項を満たさないことを理由にヘッジ関係を中止することは要求されないこととされている。

(3) ある項目の構成要素をヘッジ対象に指定

IFRS 第9号及びIAS 第39号は、ヘッジ対象として特定のリスク要素を指定することを認めている。この場合、対象となるリスク要素が独立に識別可能であることが要求される（IFRS 第9号第6.3.7項(a)、IAS 第39号第81項）。本基準書では、金利指標改革の影響を受ける金利リスクのベンチマーク要素のヘッジについて、リスク要素が独立して識別可能であることを、ヘッジ関係の開始時のみに適用しなければならないとしている。

(4) 適用の終了

本基準書は、金利指標改革に伴う不確実性に起因する財務報告への影響を考慮して検討されたものである。したがって、本基準書の例外は、こうした不確実性が存在する間のみ利用可

2 LIBOR 等のベンチマーク金利の不正操作問題を踏まえて、これらの主要な金利指標をより信頼性の高い金利指標に改革すること。LIBOR 等のベンチマーク金利は様々な金融商品で参照されており、財務報告に与える影響が多大となることが想定される。

能とすることが意図されている。しかし、本基準書では、金利指標改革は市場及び法域ごとにスケジュールが異なる可能性が高いため、具体的な終了日を明確にすることは困難であるとされている。

したがって、次のいずれか早い方の時点で将来に向かって本基準書による例外規定の適用を終了しなければならないとしている。

- ① 金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ対象又はヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期及び金額に関して存在しなくなったとき
- ② ヘッジ対象又はヘッジ手段がその一部となっているヘッジ関係が終了したとき

(5) 発効日及び経過措置

企業は、本基準書による修正を2020年1月1日以後開始する事業年度から適用しなければならないとされており、早期適用も認められた。また、これらの要求事項は、企業がこれらの要求事項を最初に適用する報告期間の期首時点で存在していたか又はその後指定されたヘッジ関係、及び企業がこれらの要求事項を最初に適用する報告期間の期首時点で存在していたキャッシュ・フロー剰余金の累計額に対して遡及適用しなければならないとされている。

(6) 開示

本基準書では、IFRS第7号「金融商品：開示」を修正して、金利指標改革から生じる不確実性に関して、上記(1)から(5)に示したIFRS第9号又はIAS第39号の例外を適用するヘッジ関係について、企業は次の項目を開示しなければならないとしている。

- ① 企業のヘッジ関係が晒されている重要な金

利指標

- ② 企業が管理しているリスク・エクスポージャーのうち、金利指標改革の影響を直接受けるものの範囲
- ③ 企業が代替的な指標金利への移行のプロセスをどのように管理しているのか
- ④ 企業がこれらの各例外を適用するにあたって行った重要な仮定又は判断の記述（例えば、どのような場合に、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関する仮定又は判断）
- ⑤ 当該ヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額

また、本基準書を最初に適用する報告期間において、企業はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第28項(f)で要求されている定量情報を表示することを要求されないとしている。

(フェーズ2)

フェーズ2に関する議論は、2019年10月のボード会議から具体的に審議が開始されており、本稿執筆現在、公開草案の公表は2020年4月の予定であるとされている。以下では、本稿執筆現在、暫定決定されている内容を紹介する。

(1) 契約条件の変更

2019年10月のボード会議において、IFRS第9号を次のように修正することを暫定的に決定した³。

- ① 金融商品の契約条件の修正がない場合であっても、当初に予想されていたものを変更するような契約上のキャッシュ・フローの決

3 IASBが公表した2019年10月「IASB Update」に基づきASBJスタッフが作成した「IASBアップデート」の和訳より抜粋。

定基礎の変更は、IFRS 第9号に従って金融商品の条件変更を構成する旨を明確化する。

- ② 企業が IBOR 改革に関連した条件変更を会計処理するために IFRS 第9号の B5.4.5 項を適用することを認める実務上の便法を設け、IBOR 改革に関連する条件変更と関連しない条件変更の例を IFRS 第9号において示す。
- ③ 企業は、実務上の便法が適用される IBOR 改革に関する条件変更を会計処理するために、最初に IFRS 第9号の B5.4.5 項を適用すべきである旨を明確化する。その後、企業は、他の条件変更が大幅であるかどうかを決定するために現行の IFRS 第9号の要求事項を適用すべきである。それらの条件変更が大幅ではない場合には、企業は IFRS 第9号の 5.4.3 項を適用すべきである。

(2) ヘッジ会計

2019年12月のボード会議において、次の内容を暫定決定した。

- ① 消滅の認識となる条件変更の場合
 - IFRS 第9号及び IAS 第39号の修正は行わず、ヘッジ会計の中止とする。
- ② 消滅の認識とはならず、改革により直接要求されるものではない条件変更の場合
 - IFRS 第9号及び IAS 第39号の修正は行わず、現行の要求事項に従ってヘッジ会計を中止すべきかどうかを判断する。
- ③ 改革により直接要求される条件変更の場合
 - IFRS 第9号及び IAS 第39号を修正して、改革により直接要求される条件変更を反映させるために必要な、次のヘッジ文書の変更は、ヘッジ会計の中止とはならないこととする。
 - (ア) ヘッジされたりリスクを代替金利に再定義 (redefining) する変更
 - (イ) 代替金利指標を反映させるために、

ヘッジ手段及び/又はヘッジ対象に関する記述を再定義 (redefining) する変更

- (ウ) ヘッジ非有効を評価する方法の変更 (IAS 第39号のみ)

また、グループ項目のヘッジに関して、IFRS 第9号及び IAS 第39号を次の①及び②のとおり修正することが暫定決定された。

- ① 比例的吗かどうかのテスト (proportionality test)
 - IFRS 第9号及び IAS 第39号を修正して、以下を行う。
 - (ア) ヘッジ対象のグループを2つのサブ・グループに分割する。1つは従来の金利指標、もう1つは代替金利指標のグループである。
 - (イ) それぞれのグループについて、比例的吗かどうかのテストを行う。
 - (ウ) ヘッジ指定は1つのヘッジ関係として扱い、サブ・グループの組み合わせを反映させるために仮想デリバティブを修正することができる。
- ② 類似したリスクの性質 (similar risk characteristics) (IAS 第39号のみ)
 - IAS 第39号を修正して、IBOR と代替の金利指標は類似のリスクの性質を持つものとして取り扱う。

さらに、IAS 第39号における「金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ」に関連して、IAS 第39号を修正して、企業がヘッジ文書の中でヘッジされたりリスクを代替金利指標に変更した場合、金融資産又は金融負債のポートフォリオに含まれるすべての項目はヘッジされているリスクが共通していると仮定することが暫定決定された。

2. FASB の状況

FASB は、2019年9月に、ASU 案 (公開草案) 「参照金利 (Reference rate) 改革 (ト

ピック 848)：財務報告における参照金利改革の影響の軽減」を公表し、約1か月のコメント期間を経て、2020年第1四半期(1月から3月)に基準を最終化する予定であるとしている。

公開草案で示された主な内容は以下のとおりであった。

(1) 適用範囲

本公開草案が対象とする参照金利は、LIBORの他、公表の停止が見込まれる一定の金利指標とするとされた。

(2) 契約の条件変更 (Contract modification)

金利指標改革に関連のある契約の条件変更については、当該変更に基づくキャッシュ・フローの現在価値の変化にかかわらず、当該契約の消滅の認識を行わなくてよいことを企業が選択できることとした。なお、「金利指標改革に関連のある契約の条件変更」について、その具体的な変更の例示が示されていた。

(図表1) 金利指標改革に関連のある変更と関連のない変更の例示

金利指標改革に関連のある変更	金利指標改革に関連のない変更
① 参照金利の変更(例えば、LIBORから他の金利インデックスへの変更)	① 想定元本の変更
② 既存の指標と代替指標の差によるスプレッド調整(金利指標の差を補填するために現金の授受を行う場合も含まれる。)	② 満期日の変更
	③ ローンの仕組みの変更(例えば term loan から revolver loan への変更)
	④ 取引相手の信用リスクのスプレッドの変更
	⑤ 指標金利に関連のない基礎数値又は変数の追加(例えば金の価格に関連した支払の追加など)
	⑥ イン・ザ・マネーの

③ 更改期間、日数計算、支払日、及び再値付け(repricing calculation)等(例えば、前決め金利から翌日物後決め複利への変更)	⑦ 財務的な困難がある借手への譲歩
④ 既存の組込み金利オプションの権利行使価格の変更	⑧ 期限前返済又は転換オプションの追加又は削除
⑤ アウト・オブ・ザ・マネーの金利にフロア又はキャップを追加すること	⑨ レバレッジの性質の追加又は削除
	⑩ 原資産を利用する権利の追加又は終了
	⑪ リース契約における更新、終了又は買取りオプション条件の変更
	⑫ 取引相手の変更

(3) ヘッジ会計

(ヘッジ会計—全体—重要な契約条件の変更)

金利指標改革を原因として、ヘッジ関係の重要な条件が変更になった場合に、ヘッジ関係を継続することを認める便法をオプションとして提供する。企業はヘッジ関係ごとに(individual hedging relationship basis)適用の選択をすることができる。

(ヘッジ会計—公正価値ヘッジ)

ヘッジ対象が、ベンチマーク金利の変動に基づく公正価値の変動リスクとして指定されている場合、一定の要件を満たせば、以下が認められる。

- ① 指定されたベンチマーク金利を、他の適格なベンチマーク金利に変更すること(要件)
 - i 指定されたベンチマーク金利が、前述の「(1) 適用範囲」に含まれる金利であること
 - ii 代替金利が、パラグラフ 815-20-25-6A⁴に従った適格なベンチマーク金利であること

4 金利リスクのヘッジ対象として適切とされているベンチマーク金利が定められている。

と

- iii ヘッジ手段が将来に向かって、変更後のヘッジリスクを相殺するのに十分に高い有効性が見込まれること
- ② ショートカット・メソッドを適用している企業は、一定の要件を満たしていれば、ショートカット・メソッドを適用するための要件のうち、次の要件を無視することができる。
 - i 金利スワップの純額決済の計算式は、各決済とも同一（固定金利の場合は期間を通して同一、変動金利の場合は同一の指標に基づいて計算される）であること
 - ii ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約条件に、非有効が存在しないという仮定に反する条件がないこと

（ヘッジ会計—キャッシュ・フロー・ヘッジ）

金利指標改革の影響を受けるキャッシュ・フロー・ヘッジについて、企業に以下の選択的な便法を提供している。

- ① 指定されたヘッジ対象のリスクが金利指標改革の影響を受けるものである場合、企業は指定された予定取引の発生可能性を評価するにあたって、潜在的に指定されたリスクが変更される可能性を無視し、既存のヘッジ関係を継続することができる。
- ② 既存のキャッシュ・フロー・ヘッジに関して、ショートカット・メソッドや他の完全に有効であるという前提のヘッジ方法を適用している場合、ショートカット・メソッドを適用するための要件のうち、次の要件を無視することができる。
 - i 金利スワップの純額決済の計算式は、各決済とも同一（固定金利の場合は期間を通して同一、変動金利の場合は同一の指標に基づいて計算される。）であること
 - ii ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約条件

に、非有効が存在しないという仮定に反する条件がないこと

- iii ヘッジ対象とヘッジ手段の金利改定日が一致しており、同一の方法で計算されること
 - iv 金利スワップの変動レグが基礎としているインデックスが、ヘッジ対象として指定された契約上特定された金利と一致すること
 - ③ ヘッジ手段又はヘッジ対象の予定取引のいずれかが金利指標改革の影響を受けるような新規のキャッシュ・フロー・ヘッジについて、企業は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用できるかどうかを事前に評価するにあたって利用している方法について、指定したヘッジ手段とヘッジ対象の間の変動金利インデックスのミスマッチを無視することができる。
 - ④ 金利指標改革の影響を受けると予想される予定取引のポートフォリオのキャッシュ・フロー・ヘッジについて、グループ内の個々の取引がヘッジ対象として指定されたりリスク・エクスポージャーと共通していなければならないという要求事項を無視することができる。
 - ⑤ 既存の及び新規のキャッシュ・フロー・ヘッジに関して、企業は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用できるかどうかを事後的に定量的に評価するにあたって利用している方法について、指定したヘッジ手段とヘッジ対象の間の変動金利インデックスのミスマッチを無視することができる。
- また、毎年一定の要件を満たして定性的なキャッシュ・フロー・ヘッジの有効性テストを行っている場合、企業は、選択的な便法を利用して、その有効性評価を無視することができる。

Ⅲ. 企業会計基準委員会における議論の状況

1. 企業会計基準委員会におけるプロジェクトとして提言された経緯

2019年3月7日開催の第35回基準諮問会議において、金利指標改革に起因する会計上の論点について、包括的に新規テーマとして提言を行い、基準開発の要否も含めて適時に企業会計基準委員会での検討を依頼する旨の提言が行われた。提言に至った経緯は以下のとおりである。

- LIBORは、主要な金利指標の1つであり、貸出・デリバティブ等の金融商品においてグローバルに幅広く用いられており、参照する取引の残高は全世界で350兆ドル超ともいわれている。2011年以降のLIBOR呈示行による不正操作問題を契機に、可能な限り実取引のデータに基づく金利指標改革が進められるなか、データの不十分さ等からその存在性に疑義が持たれるようになり、足元では2021年12月末をもってLIBORの公表が恒久的に停止される見通しが強まっている。
- 各主要通貨の検討体において、LIBORの後継候補が各国において検討されており、我が国においても、日本銀行を事務局とした「日本円金利指標に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、金融機関のみならず、事業法人も含めた幅広い市場関係者による検討が進められている。
- ただし、LIBORと親和性のある後継指標の構築は容易ではなく、一部性質の異なる指標も含めた複数の後継候補について並行的に議論されている状況である。
- このような状況下、従来はいずれもLIBORを参照していた貸出やデリバティブ等について、相対において異なる後継指標が用いられる事態が想定されている。この場合、特に、

検討委員会における検討では、金融機関及び事業法人における重要な財務会計上の懸念の1つとして、ヘッジ会計の問題が指摘されている。

その後2019年4月11日に開催された第406回企業会計基準委員会において、金利指標改革に起因する会計上の問題について、基準諮問会議からの新規テーマ提言に基づき企業会計基準委員会の新規テーマとして取り上げ、基準開発の要否も含めて適時に検討を行うことが決定された。

2. これまでの審議の状況

以下、企業会計基準委員会における審議の中で議論されている論点を紹介するが、審議は継続しているため、執筆時点における状況に基づく記載であることをあらかじめお断りしておく。

(1) 金利指標改革への対応の基本的な考え方

金利指標改革に伴う金利指標の置換は、企業自身の意思決定に基づくものではなく、金利指標改革が行われるよりも前に締結された契約については、企業からみると不可避的に生じる事象である。このような不可避的に生じる事象に対応するべく、企業が金利指標改革に起因して参照する金利指標を変更する場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更することを意図しているにもかかわらず、異なる経済効果を持つ契約に変更されるかのように会計処理を行うと、これに基づき提供される財務情報は、財務諸表作成者が行った取引の実態を適切に表さず、結果として、財務諸表利用者の有用性を損ねる可能性があるため、適切な範囲を定めようとして、特例的な取扱いを定める必要性があるのではないかという議論が行われている。

一方、金利指標の置換とは関連のない部分にまで特例的な取扱いを認めることは、特例的な取扱いを認める趣旨を逸脱するものと考えられるため、特例的な取扱いを認める適切な範囲を決定するにあたっては、金利指標改革に起因するものに限定することが適切であるとの意見も聞かれている。

(2) 会計基準を開発する対象となる取引の範囲

前述のとおり、金利指標改革に対応して何らかの特例的な会計処理を定める必要性があり、その適用の範囲をどのように定めるかについて、審議を行っている。基本的には、FASBやIASBが公表している公開草案や審議資料を参考に、日本基準と国際的な会計基準の定めの違いを考慮に入れたうえで、その適用範囲の基本的な考え方が国際的な会計基準と大きく異なることがないように審議が行われている。

(3) 個別論点

利害関係者からの意見が多く聞かれているヘッジ会計の適用に関する論点を中心に、主に以下の論点について審議が行われている。

- ① ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準に関する論点
- ② ヘッジの有効性評価に関する論点
- ③ 包括ヘッジを適用しているヘッジ対象のグルーピングの取扱い
- ④ 金利スワップの特例処理に関する論点
- ⑤ 為替予約等の振当処理に関する論点

(ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準に関する論点)

現行基準の定め

予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、か

つ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。予定取引がヘッジ対象となり得るかどうかは、予測可能性及び発生可能性についての判断が求められている（金融商品会計基準注12及び金融商品実務指針第162項等）。そして、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、ヘッジ会計を終了しなければならないとされている（金融商品実務指針第181項）。

発生し得る論点

金利指標改革の結果、ヘッジ対象についてLIBORのように公表停止が見込まれている金利指標を参照している場合には、当該金利指標を参照したヘッジ対象の取引条件の予測可能性及びその発生可能性について、その公表停止の確度についての不確実性に依じて疑義が生じ、ヘッジ会計の終了となるかどうか論点となる。

(ヘッジの有効性評価に関する論点)

現行基準の定め

ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ取引時及びヘッジ取引時以降において、ヘッジ有効性の評価を行うことが要求されている（金融商品会計基準第31項並びに金融商品実務指針第143項、第146項及び第156項等）。

- ① ヘッジ取引時において、企業はヘッジ手段がヘッジ対象のリスクを相殺できるかどうか、その有効性を予測しておくことが要求される（事前テスト）。
- ② ヘッジ取引時以降も継続してヘッジ指定期間中、高い有効性が保たれているかどうかを、決算日には必ず、少なくとも6か月に1回程度、確かめなければならない。ヘッジの有効性判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変

動額の比率がおおむね80%から125%までの範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係がありヘッジは有効であると認められる（事後テスト）。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理することができる⁵とされている（金融商品実務指針第172項）。

一方、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の変動額の比率が80%から125%の範囲外となった場合には、ヘッジは有効ではないとされ、ヘッジ会計の中止の処理が行われ、その時点までのヘッジ手段に係る損益又は評価差額はヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで繰り延べられることとなる（金融商品実務指針第180項）。

発生し得る論点

事前テストに関しては、金利指標改革の結果、将来のある時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の金利指標が置き換わる可能性がある場合、置換後の金利を予想することが困難であり、そのような状況においてもヘッジ会計の適用を認めるかが論点となる。

事後テストにおいては、既存のヘッジ関係について、金利指標置換前において、将来のいずれかの時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合に、ヘッジ会計の中止とするのか継続を認めるのが論点となる。

（包括ヘッジを適用しているヘッジ対象のグルーピングの取扱い）

現行基準の定め

ヘッジ対象の識別において、リスクの共通する資産又は負債等をグルーピングしたうえで、ヘッジ対象を識別する方法（包括ヘッジ）が認められている（金融商品会計基準注11）。なお、ここでの包括ヘッジの取扱いはいわゆるクローズド・ポートフォリオを想定していると考えられる。

包括ヘッジを適用するためには、グループ内の個々の資産又は負債のリスク要因が共通しており、かつ、リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であることとされている。そして、「ほぼ同様」とは、個々の資産又は負債の時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して、上下10%を目安にその範囲内である場合とされている（金融商品実務指針第152項）。

発生し得る論点

金利指標改革の結果、ヘッジ対象に指定されているグループ内に存在している個々の資産又は負債の金利指標が置き換わる場合、その変更のタイミングが異なることにより、それぞれ以下の局面で上述の要件を満たさなくなることが考えられ、引き続き包括ヘッジを認めるかが論点となる。

- ① グループ内のすべての資産又は負債の金利指標の置換前において、将来のいずれかの時点でグループ内の個々の資産又は負債の金利指標が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、前述の現行基準の定めを満たさなくなる場合
- ② グループ内の一部の資産又は負債の金利指

5 なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせずに当期の純損益に計上する方針を採用することができるとの定めもある。

標のみが置き換わったことで、前述の現行基準の定めを満たさなくなる場合

- ③ グループ内のすべての資産又は負債の金利指標が置き換わった結果、同一グループ内の資産又は負債の後継の金利指標が異なることが確定し、前述の現行基準の定めを満たさなくなる場合

(金利スワップの特例処理に関する論点)

現行基準の定め

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、以下の要件をすべて満たす場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる（金融商品会計基準注 14 及び金融商品実務指針第 178 項等）⁶。

- ① 金利スワップの想定元本とヘッジ対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致
- ② 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致
- ③ ヘッジ対象資産又は負債が変動金利の場合、その基礎となっているインデックスと金利スワップで受払される変動金利の基礎となっているインデックスがほぼ一致
- ④ 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象資産又は負債とほぼ一致
- ⑤ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定（同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること）

- ⑥ 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロア又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するものであること

発生し得る論点

金利指標改革の結果、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標が置き換わった場合、特に前述の③、④及び⑤に影響する可能性があり、それぞれ以下の局面で金利スワップの特例処理の適用を引き続き認めるかどうか論点となる。

- ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標の置換前であるが、今後金利スワップの金利指標が置き換わることが想定され、要件⑤を満たさない場合
- ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標のいずれかが変更され、一時的に要件③、④及び⑤を満たさない場合

(為替予約等の振当処理に関する論点)

現行基準の定め

外貨建取引等会計処理基準及び会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建実務指針」という。）では、外貨建金銭債権債務等と為替予約等（為替予約、通貨先物、通貨スワップ及び通貨オプション）との関係が、金融商品会計基準におけるヘッジ会計の要件を満たしている場合には、当該外貨建取引及び外貨建金銭債権債務等について、ヘッジ会計を適用することができるほか、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を

6 なお、金融商品実務指針第 158 項では、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、高い有効性があると認められる場合であるとみなされる場合として、有効性の判定を省略することができることされており、金利スワップについて特例処理の要件に該当すると判定される場合、その判定をもって有効性の判定に変えることができるとされている。

期間配分する方法（振当処理）によることができるとされている（外貨建取引等会計処理基準（一1及び2(1)並びに注解（注6））及び外貨建実務指針第3項）。ただし、振当処理が認められるのは、為替予約等によって円貨でのキャッシュ・フローが固定されているときに限られるとされている（外貨建実務指針第5項）。

振当処理を採用する場合には、会計方針として決定する必要があり、ヘッジ会計の要件を満たす限り継続して適用しなければならないとされている。また、金融商品会計基準による原則的処理（為替予約等を期末に時価評価し、評価差額は損益として処理する方法）の採用を決定した後で、振当処理へ変更することは認められておらず（外貨建実務指針第3項）、さらに、同一部門における同一の取引や同一種類の外貨建資産及び負債に対して、振当処理と原則的処理とを併用することは認められていない（外貨建実務指針第50項）。

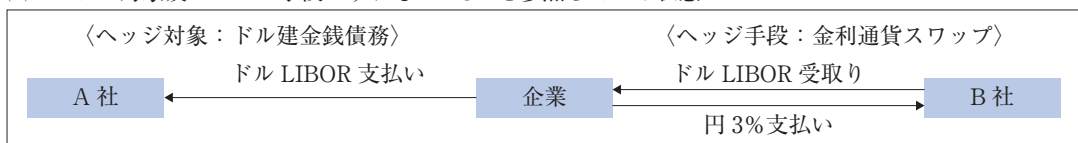
発生し得る論点

振当処理は多くのケースで行われているが、金利指標改革の影響が生じる可能性がある典型的なケースとしては、外貨の変動金利を参照するヘッジ対象である金銭債権債務等（例えばドル LIBOR 支払い）について、金利通貨スワップ⁷を用いて（例えば、ドル LIBOR 金利の受取りと円固定金利の支払い）により外貨の変動金利を円貨の固定金利に固定する取引が想定される。この場合、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の変動金利とヘッジ手段である金利通貨スワップの変動金利が、金利指標改革により異なる変動金利に置き換わる可能性がある。その結果、図表2に示したとおり、円貨でのキャッシュ・フローが固定されない可能性がある。

この場合に、前述した「円貨でのキャッシュ・フローが固定されること」という振当処理を適用するための条件が満たされなくなり、振当処理が適用できなくなるのではないかとの議論が生じる可能性が考えられる。

（図表2）金利指標改革が為替予約等の振当処理に影響を与えるケース

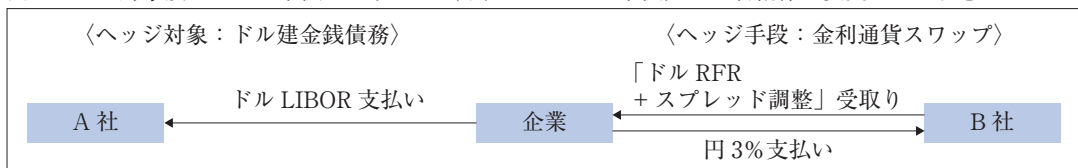
(1) ヘッジ対象及びヘッジ手段いずれも LIBOR を参照している状態



この場合、企業の支払利息に係るキャッシュ・フローが円 3% に固定されているため、振当処理を適用することが可能となる。



(2) ヘッジ対象及びヘッジ手段のいずれか（下図ではヘッジ手段）の金利指標が変更された状態



ヘッジ対象の外貨建変動金利とヘッジ手段の外貨建変動金利が異なる金利指標に置き換わった場合、支払利息に係るキャッシュ・フローが円 3% に必ずしも固定されなくなる。

7 金融商品会計に関する Q&A Q56 では、固定金利と変動金利を交換する通貨スワップを「金利通貨スワップ」と称している。

IV. おわりに

本稿執筆時点で、企業会計基準委員会における審議は続いている。特に、有用な財務情報の提供の観点と実務上の困難さへの配慮のバランスを考慮し審議が行われている。

また、IASBのフェーズ2の公開草案の公表は2020年4月に予定されており、その基準の最終化は2020年6月以降になるとされている。審議にあたっては、国際的な会計基準の動向を注視するとともに、金利指標改革そのものの動向も引き続き見守る必要があると考えられる。